○中国地方整備局告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年六月一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	工事区間
工事の種類	工事開始の期日
改築	平成二十四年六月一日

四百九十一号　長門市俵山から同市深川湯本まで

官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

東京都知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

平成二十四年六月一日

気象庁長官　羽鳥　光彦

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
目黒川水系	目黒川	左岸　東京都目黒区大橋一丁目一二地先	海	青葉台、荏原調節池上	気象庁予報部 東京都 建設局河川部
		右岸　東京都目黒区東山三丁目一地先			
渋谷川		左岸　東京都渋谷区渋谷三丁目一八地先	左岸　東京都港区南麻布四丁目地先	渋谷橋	
		右岸　東京都渋谷区渋谷三丁目二〇地先	右岸　東京都渋谷区恵比寿二丁目地先		
古川水系	古川	左岸　東京都港区南麻布四丁目地先	海	四ノ橋	
		右岸　東京都渋谷区恵比寿二丁目地先			

二　開始期日　公示の日から

伊江島補助飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県国頭郡伊江村字西江上ヤー原	一八二〇番	原野

三　縦覧場所

国頭郡伊江村字東江上七五番地　伊江村中央公民館

四　縦覧期間

平成二十四年六月一日から同月十五日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年六月一日

防衛大臣　田中　直紀

キャンプ・ハンセンの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県国頭郡金武町字金武石川原	八一八二番一	田
沖縄県国頭郡金武町字金武長地原	八六二〇番	雑種地

三　縦覧場所

沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番地一　沖縄防衛局金武出張所

四　縦覧期間

平成二十四年六月一日から同月十五日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年六月一日

防衛大臣　田中　直紀